

東京ガス株式会社と相模原市の  
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定書

東京ガス株式会社（以下「東京ガス」という。）及び相模原市（以下「市」という。）は、相互の連携を強化し、カーボンニュートラルのまちづくりを実現するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 東京ガス及び市は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）カーボンニュートラルのまちづくりに向けた取組のトータルコーディネートに関する事項
- （2）公共施設等に対するカーボンニュートラルに向けた取組に関する事項
- （3）カーボンニュートラルのまちづくりの情報発信及び普及・啓発に関する事項
- （4）環境エネルギー教育に関する事項
- （5）その他カーボンニュートラルのまちづくりに関する事項

2 東京ガス及び市は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、東京ガス及び市の合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 東京ガス又は市が、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに東京ガス又は市から書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 東京ガス及び市は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用しては

ならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、東京ガスは、市の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく活動に必要な範囲内において、自己の関連会社に対して、前項と同様の義務を負わせることを条件に、市から知り得た秘密情報を開示することができる。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、東京ガス及び市は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、東京ガス及び市はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日

東京都港区海岸1丁目5番20号

東京ガス株式会社

代表執行役社長 笹山 晋一

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長 本村 賢太郎